

神境支掲示第1号

関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定に基づき、境港における本邦と外国との間を往来する船舶（以下「外国往来船」という。）と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならぬ場所を次のように指定し、令和2年5月1日から適用することとしたので同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

なお、境港における外国往来船と陸地との間の交通等を指定する掲示（平成21年2月18日、神境支掲示第1号）は廃止する。

令和2年5月1日

境税関支署長

外国往来船と陸地との間の交通場所		貨物積卸場所
外 国 往 来 船	交通経由場所	
外港1.2号岸壁維けい船		外港1.2号岸壁（全長630m）
昭和南1.2.3号岸壁維けい船	各施設の設置 管理者が岸壁 維けい中の本船 と交通すべき場 所として設置し た出入口	昭和南1.2.3号岸壁（全長585m）
昭和南4号岸壁維けい船		昭和南4号岸壁（全長282.5m）
江島1.2号岸壁維けい船		江島1.2号岸壁（全長295m）
中野1号岸壁維けい船		中野1号岸壁（全長240m）
竹内南1号岸壁維けい船		竹内南1号岸壁（全長300m）
境港内維けい船	昭和北物揚場 (通船使用に限 る)	昭和北物揚場（全長380m） ただし、不用・残存船用品等、携帶 品及び託送品に限る。